(趣旨)

- 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第202条の4第1項の 規定により設置する地域自治区及び地域自治区の事務所に関し必要な事項を定めるものとする。 (地域自治区の設置及び区域等)
- 第2条 市の区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設置し、その地域自治区の名称及び区域は 次のとおりとする。

名称	区域
佐原区	旧佐原市の区域
小見川区	旧小見川町の区域及び神生の一部の区域
山田区	旧山田町(神生の一部を除く。)の区域
栗源区	旧栗源町の区域

(事務所等)

第3条 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

地域自治区	事務所の位置	事務所の名称	事務所の所管区域
佐原区	香取市佐原口2127番地	香取市佐原区事務所	佐原区の区域
小見川区	香取市羽根川38番地	香取市小見川区事務所	小見川区の区域
山田区	香取市仁良300番地1	香取市山田区事務所	山田区の区域
栗源区	香取市岩部700番地	香取市栗源区事務所	栗源区の区域

2 地域自治区の事務所は、香取市総合支所設置条例(平成18年香取市条例第2号)に基づく総合支 所とし、当該総合支所が分掌する事務を所掌する。

(地域協議会の名称及び組織)

第4条 法第202条の5に規定する地域協議会の名称は、次のとおりとする。

地域自治区	名称
佐原区	佐原区協議会
小見川区	小見川区協議会
山田区	山田区協議会
栗源区	栗源区協議会

- 2 地域協議会は、それぞれ委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、当該地域自治区の区域に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が選任する。
  - (1) 地域及び公共的団体を代表する者又はこれらの団体が推薦する者
  - (2) 識見を有する者
  - (3) 公募による者

(地域協議会の委員の任期及び失職)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、当該地域自治区の区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。 (地域協議会の会長及び副会長)
- 第6条 地域協議会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。
- 4 会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

- 6 会長又は副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、地域協議会における出席委員の過半数の議決に基づいて解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。
  - (2) 職務上の義務違反があったとき。
  - (3) その職に必要な適格性を欠くとき。

(地域協議会の委員の報酬及び費用弁償)

- 第7条 委員に、報酬は支給しない。
- 2 委員が公務のため旅行するときは、一般職の職員に支給する旅費に相当する費用を支給する。
- 3 前項に規定するもののほか、委員が地域協議会の会議又は規則で定める会議に出席したときは、会議の数にかかわらず、費用弁償として1日につき5,000円を支給する。
- 4 前項の規定にかかわらず、委員が香取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(平成18年香取市条例第40号)に基づく日額報酬を受ける場合には、費用弁償は支給しない。 (地域協議会の審議事項等)
- 第8条 地域協議会は、法第202条の7第1項の規定により、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。
  - (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
  - (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市長は、法第202条の7第2項の規定により、次に掲げる市の施策に関する重要事項であって地域 自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ地域協議会 の意見を聴かなければならない。
  - (1) 市が策定する基本構想等(新市建設計画を含む。)のうち、その区域に係る重要事項(予算を含む。)
  - (2) 区域内の公の施設の設置及び廃止に関する事項
  - (3) 区域内の組織及び機構の重要な変更に関する事項
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 市長その他の市の機関は、前各項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講 じなければならない。

(地域協議会の会議)

- 第9条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会長は、委員の3分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、会議を招 集しなければならない。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(地域協議会の庶務)

第10条 地域協議会の庶務は、所管する地域自治区の事務所において処理するものとし、必要に応じ、 連絡調整を行うものとする。

(委任)

- 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
  - この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第3号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。